

令和4年度 事業計画

第1 基本方針

急速な少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来により社会構造が大きく変化する中、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化が進み、児童や高齢者、障がい者等の虐待、社会的孤立や自殺、ニートやひきこもりの長期・高齢化、ヤングケアラーなどの子どもの貧困問題など、顕在化しにくい福祉課題や生活課題も継続して発生しています。

また、一昨年来、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、住民の生活様式や働き方にも大きな変化が生じてきており、人と人との接触や日々の行動が制限される中、閉じこもりによる高齢者等の虚弱化の進行や社会的孤立がクローズアップされるなど、コロナ禍における感染予防と地域共生社会の実現の両立という課題にも直面しています。

このような中、社会福祉協議会では地域福祉推進の中核的機関として、誰もが安心して住みなれた地域で暮らしていけるよう、公的サービスの充実のみならず、行政や様々な機関、団体、関係者等との連携を図り、地域における様々な課題や複雑化・多様化した住民ニーズを的確に把握し、それらに対応した解決に取り組むことが求められています。

各事業において、第3次高崎市地域福祉活動計画の基本理念である「地域の支え合い、助け合いによる共生社会の実現」を念頭に、地域住民と一緒に福祉課題の解決に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。また、介護保険事業は民間事業所が充実した中で、厳しい経営状況にありますが、本会が有する責務と事業の採算性のバランスを考慮した効率的な経営判断のもと、地域の福祉サービス水準の向上に努めて参ります。

さらに、昨今、繰り返し発生している豪雨災害等の大規模災害への備えや、住民相互の支え合いの仕組みづくりなどを促進する上で、ますます必要性が高まってくるボランティア活動の充実強化にも取り組むとともに、法令遵守の徹底や危機管理の強化、働き方改革への的確な対応や人材確保と育成、定着化に努める等、役職員一体となって市民の信頼と公益的な使命に応えていきます。

目 標

1 地域生活課題を共有し、ともに解決する地域づくり

○地域づくり（体制整備事業）への協力

- ・継続して協議体に地区担当職員が参加して、高齢者あんしんセンターや行政と連携して支え合いの地域づくりを目指す。
- ・協議体に参加している地区担当職員で定期的に会議を行い、情報の共有に努める。

- ・地域の困りごとを把握して、対応ができる関係機関や本会の事業担当者につなぐことにより困りごとの解決に努める。
- ・高齢者あんしんセンターたかさき社協は、北・東・西地区を担当し、地域の特性を踏まえ、引き続き行政と連携して住民主体の支え合いの地域をつくる。

○住民の地域福祉への主体的な参加促進

- ・サロンの立ち上げや運営等の相談に応じ、研修会の案内などの支援を行う。また、一定の要件を満たしたサロンに対して運営費の一部を助成する。
- ・市内で運営されている居場所の情報を整理し、必要とする情報が提供できる体制を整える。
- ・地区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対して助成を行い地域福祉活動の促進に努める。

2 誰もが安心して暮らせる包括的な地域づくり

○制度の狭間の課題対応

- ・様々な生活課題に対応できるよう職員の資質の向上を図るとともに、ボランティアを養成し、協力体制を構築する。
- ・他機関の取り組み情報を収集し、必要に応じて提供できる体制を整える。
- ・各事業担当が行政や民生委員・児童委員などの関係機関と連携しニーズ把握を行い解決に向けて協働する。

3 福祉関連機関の連携による支援体制づくり

○相談支援体制の整備

- ・群馬県社会福祉協議会が行う群馬県ふくし総合相談支援事業に参画し、福祉や生活に関わる地域の困り事をワンストップで受付け、参加法人のネットワークを活かして包括的に支援する。
- ・身近な生活課題の相談がしやすい環境を整える。
- ・高齢者あんしんセンターや自立相談支援機関等と連携を図る。
- ・地域に出向き、関係機関や団体と連携し、困りごとの把握・解決に努める。

4 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり

○生活困窮者の支援体制の整備

- ・自立相談支援機関をはじめ、市の各部局、ハローワーク等と綿密な連携のもと、生活困窮状態にある人の支援を行い、生活福祉資金の貸付の利用の有無に関わらず相談を受付け、必要な支援機関につなげる。
- ・行政や民生委員・児童委員との連携を強化し、迅速な対応が取れるよう

制度についての理解を深め、相談がしやすい体制づくりに努める。

- ・フードドライブ事業を実施し、多くの企業へ協力を呼びかけると共に、支援者団体と連携して食品が必要とされるところにスムーズに届く仕組みを構築する。

5 適切な福祉サービスの利用ができる仕組みづくり

○相談支援体制の整備

- ・高崎市からの受託により、子育てSOSサービス事業を実施して、子育て家庭の相談を受け支援する。

○判断能力に不安がある人の権利擁護

- ・日常生活自立支援事業の契約者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。
- ・契約に至らない場合であっても、生活の不安が続いているケースに対して、関係機関との関わりを継続してニーズの把握に努める。
- ・関係機関への働きかけ、連携を強化して、生活全体の支援をする。
- ・利用対象者が抱えている課題を関係機関等と共有し、その人が多様な機関から適切な支援を受けることによって、本事業を本当に必要とする人に、より早くサービスを提供できるよう努める。
- ・法人後見を行い、日常生活自立支援事業の契約者が成年後見制度の利用が必要になった場合も継続的に支援する。

6 地域福祉の担い手づくり

○ボランティアセンター機能の強化

- ・社会のニーズに合わせた多様なボランティア講座を実施する。
- ・「ボランティアをしたい人」と「支援を求めたい人や施設」がさらに、つながることができるように、コーディネート機能を充実させる。
- ・ボランティア活動についての啓発や情報の提供を行う。また、市民活動センターや大学ボランティアセンター等の中間支援を行う機関と必要に応じて連携する。
- ・高齢者等買物代行業や、傾聴ボランティア派遣事業を継続していくために、ボランティア登録の呼びかけを行う。

○災害救援ボランティアセンターの体制整備

- ・災害救援ボランティアセンター設置のため「高崎市災害ボランティアセンターマニュアル」と「災害時参集マニュアル」の適宜更新を行う。
- ・災害救援ボランティアセンター設置に向けた体制整備とともに、センターからの情報発信をより効果的に行うための手段を検討する。
- ・必要に応じて専門性をもつボランティアや団体と協力ができるように人材の発掘に努める。

- 災害時等における組織体制の整備
 - ・ B C P（事業継続計画）を策定する。
- 社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入及び公的サービスとの連携
 - ・ 社会福祉法人や福祉施設と連携・協働し、地域の多様な課題に対応する取り組みをつくるために、関係機関とのネットワーク構築の方法を検討する。
- 民生委員・児童委員活動への支援
 - ・ 委員活動を継続してもらえよう、やりがいを感じられる研修会を実施する。
 - ・ 民生委員・児童委員が活動の中で抱える心配ごとや悩みごとをキャッチできる仕組みについて研究する。

7 効果的な地域福祉推進に向けた仕組みづくり

- 地域づくりにおける寄付や共同募金等の取り組みを推進
 - ・ 少子高齢化や核家族化、コミュニティの機能低下といった社会構造や生活様式の変化によるニーズに対処する上で、NPO法人やボランティアグループは重要な役割を持つ社会資源のため、共同募金の活用を案内し、活動の継続や、安定化を支援する。
 - ・ 住民が主体となって行う身近な地域での福祉活動に共同募金の活用を案内することにより、活動の活性化と共同募金への理解と関心を深める。
 - ・ 法人に共同募金に取り組むメリットを理解してもらい、社会貢献活動へつなげる。

第2 実施計画

1 社会福祉事業

(1) 法人運営事業

- ア 理事会、監事会、定時評議員会の開催
- イ 評議員選任・解任委員会の開催
- ウ 職員の人材育成

(2) 共同募金配分金事業

- ア 群馬県共同募金会からの地域配分を、地域福祉充実のために適正に活用する。
- イ 地域歳末たすけあい募金を歳末時期及び通年の地域福祉事業に活用する。

(3) 地域福祉活動事業

市民の福祉課題を解決するため、会費や補助金等を原資として住民主体の地域福祉活動を展開する。また、災害時等における緊急対応をより円滑に進めるべく、各関係者・他団体と連携して、必要な体制整備を図るとともに、課題認識の共有化および被災地支援活動等の基盤強化に取り組む。

ア 地区社会福祉協議会活動の推進

イ 会員制度の充実強化

ウ 高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン」及び子育て家庭を対象とした「ふれあい・子育てサロン」への支援

エ 社会福祉協議会の情報を提供するため、「社協たかさき」を発行し、ホームページによる情報発信も充実させる。

オ 社会福祉施設及び関係団体に対する援助

カ 福祉バスの運行

キ フードドライブ事業の実施

ク 緊急要援護者に対する法外援護の実施

ケ 子育て支援事業の実施

コ 思いやり駐車場の利用証交付事務の実施

サ 生活支援体制整備事業への協力

(4) 受託事業

次に掲げる市からの受託事業を適正に実施する。

ア たかさき市民福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉事業に功績のあった人や団体に感謝の意を表するとともに、福祉のまちづくりを推進することを目的に実施する。

イ 吉井東学童保育クラブの運営

保護者が仕事などにより昼間留守になる家庭の児童を対象として、遊びや生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を目的として行う。

ウ 子育てSOSサービス事業

高崎市から受託した「高崎市子育てSOSサービス事業」として、妊娠前から就学前児童の保護者の精神的・身体的負担の軽減のため、要請に基づいてヘルパーを派遣し、育児・家事等の必要なサービスを行う。

- ・ヘルパーによる訪問サービス業務（家事支援、育児支援、相談支援など）
- ・保健師による電話相談業務
- ・職員間の情報交換などを目的とした研修や会議の実施
- ・高崎市保育課、こども救援センター等関係機関等との連絡調整

エ 女性元気サポート事業

高崎市から受託し、コロナ禍の中で、生活や仕事、子育て、介護、DV被害などの悩みや不安を抱える女性を支援するため、関係団体と協働し、相談窓口の開設や居場所の提供、訪問支援等を行う。

(5) 福祉ボランティアの町づくり事業

市民が共に手を取り合い、心の触れ合うまちづくりを推進するため、交流や学習の場を設けると共に、ボランティアセンター事業を実施する。

また、養成したボランティアの力を活用し、地域の課題解決に向けた体制づくりを進める。

- ア ふれあいの広場の開催
- イ 住民のボランティア活動への参加促進
- ウ ボランティア団体の育成援助
- エ ボランティア講座の開催
- オ ボランティアグループとの連絡調整
- カ 学童・生徒のボランティア活動普及事業の推進
- キ 学校や企業等における福祉教育への支援
- ク ボランティア活動保険等の加入促進
- ケ ボランティアセンターホームページの運営
- コ 車いす等対応車両貸出サービス事業の実施
- サ 福祉用具貸与事業の実施
- シ 倉渕地域高齢者買い物支援事業の実施
- ス 高齢者等買物代行事業の実施
- セ 傾聴ボランティア派遣事業の実施
- ソ 災害ボランティアセンターの設置運営

(6) 生活福祉資金貸付事業

生活困窮者自立相談支援事業ほか関係機関と連携し、援助が必要な低所得者世帯等に資金の貸付や相談支援を行う。

- ア 生活福祉資金貸付事業の取扱い（県社協受託事業）
- イ 生活困窮者自立相談支援事業が行う支援調整会議への出席
- ウ 小口生活資金貸付事業の実施
- エ つなぎ資金貸付事業の実施

(7) 福祉総合相談事業

ふくし総合相談支援事業の実施

(8) 日常生活自立支援事業

福祉サービスの契約や日常生活の金銭管理において支援を必要としている人を対象に、契約に基づき日常的な金銭管理の援助や通帳・印鑑の預かり等を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。

(9) 介護保険居宅介護支援事業

総合事業対象者及び要支援、要介護認定者に対し、できる限りその居宅において、その人の能力に応じた自立した日常生活が営めるよう、有効かつ適切な支援を提供する。地域福祉を推進する公共性の高い立場を認識する中で、介護保険法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に務めるとともに、資質の向上と業務の充実強化を図る。

なお、今年度より、北部居宅介護支援センターは中央居宅介護支援センターに統合し、拠点機能の集約によるコスト削減を図る。

ア 指定居宅介護支援事業者として、要介護認定者への居宅介護支援の実施

イ 介護予防支援事業所（高齢者あんしんセンター）からの受託により、総合事業対象者及び要支援認定者への居宅介護支援の実施

ウ 職場内研修計画を立て、スキルアップを図るための職員研修を実施

(10) 介護保険等訪問介護事業

- ・高崎社協中央訪問介護センター
- ・高崎社協北部訪問介護センター

総合事業対象者及び要支援、要介護認定者の居宅を訪問し、できる限り居宅において、その人の能力に応じた自立した日常生活が営めるよう身体介護及び生活援助等のサービスを提供する。各事業所は、介護保険法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に努める。

ア 介護保険の指定訪問介護事業者として、要介護認定者への訪問介護サービスの実施

イ 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者として、総合事業対象者や要支援認定者への予防訪問介護相当サービスの実施

ウ 道路運送法第78条の規定に基づく、福祉有償運送事業の実施（北部訪問）

エ 介護職員の質的向上を図るための研修参加を推進

オ 事業所内で職場内研修計画を立て、スキルアップを図るための職員研修を実施

カ 各事業所間の業務運営上、職務上の情報交換などを目的とした定期的なサービス提供責任者会議の実施

(11) 介護保険等通所介護事業

- ・高崎社協倉渕デイサービスセンター
- ・高崎社協群馬デイサービスセンター
- ・高崎市吉井デイサービスセンター

介護保険法及び障害者総合支援法の制度趣旨に則り、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう支援する

ことを目標に必要な日常生活上の支援及び心身機能の維持、向上に向けた機能訓練等のサービスを提供する。あわせて家族等、介護者の負担の軽減を図る。

事業運営においてはそれぞれの地域性を踏まえ、利点を生かした特徴あるサービスを提供する。

ア 要介護認定者への介護保険通所介護サービス及び要支援相当の利用者への予防通所介護相当サービスの実施

イ 障害者への障害福祉サービスの実施

ウ 各事業所間の情報交換及び職員のスキルアップを図るための計画的な職場内研修の実施

(12) 障害者総合支援訪問介護事業

- ・高崎社協中央訪問介護センター

- ・高崎社協北部訪問介護センター

居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者（児）の身体その他の状況又はその置かれている環境に応じて、身体介護及び家事援助、通院介助や通院等乗降介助などの障害福祉サービスを提供する。各事業所は、障害者総合支援法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に努める。

ア 指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業者として、市町村が決定した居宅サービス支給決定者への居宅介護、重度訪問介護事業の実施

イ 市町村が支給決定した視覚障害者に対して同行援護事業の実施（本所）

ウ 移動支援事業の実施（高崎市から受託）

(13) 高崎市社会就労センター事業（セルフ楽間）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、一般企業に就労及び適応することが困難な障害を有する人に対し、福祉的就労の場や生産活動の機会を提供し、就労及び生活支援を通じて主体性の確立・技能習得・勤労意欲の向上を図り、個別支援計画に沿った就労継続支援B型サービスを提供する。

事業の実施にあたっては、適正かつ健全な運営に努める。

ア 受注の確保及び売上高の増額に努め、利用者工賃の更なる充実を図り、地域での自立を支援する。

イ 生産活動を通じ社会性の向上及び就労意欲の高揚を図り、一般就労への移行を支援する。

ウ 利用者の健康管理及び事業所の環境整備に努める。

エ 関係機関と連携し、利用率の向上を図る。

(14) 吉井障害者自立支援センター事業（こはぎ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、多機能型の通所事業所として、個別支援計画に沿った生活介護及び就労継続支援B型の二つのサービスを提供する。また、利用者の健康管理及び事業所の環境整備に努め、よりよい利用環境作りをするとともに、地域に根ざした障害者福祉の拠点として、障害者福祉の増進に努める。

《生活介護》

常時介護を要する障害を有する人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために、必要な支援を個々の状況に合わせて実施する。

ア 入浴、排泄及び食事介助等の介護サービスを提供する。

イ 身体機能の維持向上、日常生活の質の向上、創作・生産活動を支援する。

《就労継続支援B型》

一般企業に就労及び適応することが困難な障害を有する人に対し、福祉的就労の場や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な社会性や生活スキル、職業自立に必要な基礎を身に付けられるよう支援する。

ア 花卉栽培・販売、組立、清掃、売店等の生産活動を実施する。実施に当たっては、受注の確保及び売上高の増額に努め、利用者工賃の更なる充実を図り、地域での自立を支援する。

イ 生産活動を通じ社会性の向上及び就労意欲の高揚を図り、一般就労への移行を支援する。

(15) 地域活動支援センター事業（箕郷福祉作業所・群馬福祉作業所）

利用者に日中活動の場を提供し、創作的活動又は生産活動を通じて社会生活に適応できるよう支援することにより、障害者の地域生活支援の促進を図るとともに、利用者の教養の啓発を促す。

ア ホチキス針パッケージング、オリジナル製品の製造・販売等の生産活動を実施し、作業収益を利用者に工賃として還元する。

イ 生活支援の一環として、外出訓練、体操指導、音楽指導、各教室の開催等を実施し、併せて教養・娯楽活動として季節行事等を実施する。

ウ 箕郷福祉作業所では、地元農家から収穫野菜の出荷前作業の一部を受託し、利用者の活動の幅を広げるとともに、農福連携に向けた活動を推進する。

エ 両作業所共同でイベントや作業を実施し、利用者の交流や親睦を図る。

(16) 児童館事業

家庭や地域・福祉や教育機関とのつながりを大切に、遊びの提供や子育て支援を行い、子どもの健全育成の環境づくりをする。また、子どもたちが明るく健やかに育つよう、行事や活動の企画や親子クラブへの活動支援を推進する。

- ア 倉賀野児童館
- イ 豊岡児童館
- ウ 井野児童館
- エ 群馬児童館

(17) おもちゃの図書館事業

発達の遅れが心配な子どもたちが、たくさんのおもちゃと豊かな遊びを通じて言語等の発達や社会性を育むよう支援する。また、子育てに不安を感じている保護者に対して専門相談や交流の機会を提供する。

(18) 長寿センター事業

60歳以上の市民の健康づくりを推進すると共に各教養講座開催等により福祉の増進を図る。

- ア 群馬長寿センター
- イ 新町長寿センター・新町鉄南長寿センター

(19) 各団体事務局の運営及び支援

- ア 群馬県共同募金会高崎市支会
- イ 高崎市民生委員児童委員協議会
- ウ 高崎市ボランティアグループ連絡協議会
- エ 高崎市ふれあい・いきいきサロン推進連絡会
- オ 高崎地区更生保護女性会

(20) 社会福祉関係実習生の受入れ

将来の地域福祉を担う学生等に対し実習指導を行う。

2 公益事業

(1) 福祉会館事業

市から指定管理を受けた下記の4つの施設の有効活用に努める。

- ア 倉淵福祉センター
- イ 箕郷福祉会館（エスポワール）
- ウ 群馬福祉会館
- エ 吉井福祉センター

(2) 地域包括支援センター事業

「高齢者あんしんセンターたかさき社協」を設置し、地域住民の心身の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的かつ継続的に支援する。

高崎市内にある日常生活圏域46カ所のうち、北・東・西地区の3地区を担当し、きめ細やかな高齢者ニーズや情報の把握を行う。なお、活動区域を越えて業務を行う必要があるときは、他の活動区域のセンターと連携を図る。

- ア 包括的支援事業
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ウ 指定介護予防支援業務・第1号介護予防支援事業

(3) 法人後見事業

日常生活自立支援事業からの移行として成年後見人等を受任し、判断能力が低下した後も引き続き地域で安心して暮らせるよう支援する。

- ア 成年後見制度に関する相談窓口
- イ 成年後見人等の受任

3 収益事業

経営の健全化と利益の効率化を図る。

- (1) 高崎市斎場内の売店経営
- (2) 倉淵福祉センター売店の経営
- (3) 市有施設内の自動販売機の管理運営
- (4) 土地、建物賃貸事業